

# 売り飛ばされた子どもたち

## ビルマでの子ども兵士の採用と配備に関する報告

### I. 概要

マウンゾーウーは、16歳になるまでに、1度ならず2度も、ビルマの国軍に強制採用された。最初に徴集されたのは2004年、14歳の時だ。脱走したが、結局、翌年、再び軍に採用されてしまった。彼は、自分をリクルートした伍長が、見返りとして、20,000チャット<sup>1</sup>、米一袋、そして食用油が入った大きなスズの缶1つを受け取ったことを知った。「伍長は僕を売ったんだ。」とマウンゾーウーは言った。彼を「買った」ほうの大隊は、より高額の見返り(50,000チャット)で、彼をリクルート・センターに引き渡した。

マウンゾーウーの叔母は、彼が2度目に徴集された時、彼の祖母と一緒に、彼が徴収された大隊の野営地まで遠路はるばる旅をし、彼の解放を試みた。しかし、その大隊の長は、5人の新兵と引き替えにするのでなければ、マウンゾーウーを解放しない、と言った。マウンゾーウーは、言う。「僕はおばさんに、言ったんだ。『そんなことはしないで。僕は、他の5人の人たちをこんな目に遭わせたくない。ここは最悪だ。僕はただここに残って、自分で立ち向かうよ』って。」

16歳になるまでに、マウンゾーウーは、諦めて彼の運命に従うようになったようだ。部隊がパトロールに出る時、彼は、決まって、一番危険な位置を志願し、縦隊の先頭か、あるいは最後尾のいずれかを歩いた。彼は「軍隊では、僕の命に価値なんか無い。だから、僕は敢えてそうしたんだ。」と言った。<sup>2</sup>

ビルマでは、マウンゾーウーのような少年たちが、商品として、軍のリクルーターたちによって、文字通り売買されている。リクルーターたちは、上官から課された採用のノルマを果たそうと躍起になっている。軍の士気の低下、高い脱走率、そして志願者が少ないなどのせいで、新兵の

---

<sup>1</sup> 市場交換レートで約15米ドル。この金額は、軍の兵卒の一般的な月給より多い。

<sup>2</sup> マウンゾーウー(仮名)とのヒューマン・ライツ・ウォッチのインタビュー(2007年8月)。このレポートでは、子どもたちの安全のため、全ての子どもたちの名前を仮名とした。

需要が非常に高まった。そのため、多くの少年たち(10 歳くらいの少年もいる)が、大量の採用狩りのターゲットにされ、ビルマの陸軍(タツマドーチー)の兵士になるよう強制されているのだ。

10 年間以上もの間、ビルマで、子どもたちが、兵士として、広範に採用し使用されている現実が、国連や独立した情報源を持つ組織などにより多数報告されている<sup>3</sup>。32004 年の初め、現在ビルマを支配している軍事政権の国家平和発展評議会(SPDC)は、子ども兵士の採用に対する国際的な批判を受けて、「軍による未成年の子どもたちの採用を防止するためのハイレベル委員会」を設置した。しかし、委員会の活動内容を精査すれば、委員会が、問題解決のために意味のあることは何もしていないことは明らかだ。そればかりか、委員会の主要な任務は、子ども兵士使用の指摘に対し、これを偽りの主張だと糾弾することのようだ。

30 かそれ以上ある、ビルマの国軍以外の非政府武装組織も、その大部分が、子ども兵士を使用している。もっとも、こうした武装組織が使用している子ども兵士の数は、国軍と比較すれば、遙かに少ない。これらの武装組織の中には、自らの部隊にいる子ども兵士の数を減らすため、有効な措置をとってきたものもある。しかし、子ども兵士を採用し、使い続ける組織もある。

国連事務総長は、2003 年以来 4 回出されている報告の中で、毎回、子ども兵士を採用・使用している国のリストにタツマドーチーを含めて、ビルマの国軍が、子ども兵士の採用と使用を禁じる国際基準に一貫して違反してきたことを明らかにしてきた。反政府武力組織の中にも、子ども兵士の採用・使用を指摘されているものもある。国連安全保障理事会は、子どもたちを兵士として使用を止めずに、事務総長のリストに取り上げられている部隊に対し、武器禁輸、その他の軍事援助禁止措置を含むターゲット制裁を発動することを検討する、と繰り返し声明してきた。しかし、今までのところ、ビルマのケースでは、何らの行動もとられていない。しかし、SPDC といくつかの非政府武装組織が、極めて悪質に子ども兵士の使用を続けてきたことを考慮すれば、上記のような制裁を発動する理由は十分にある。

## ビルマ政府の国軍:タツマドーチー

ビルマ政府は、「国軍(タツマドーチー)は、全て志願兵からなる軍隊であり、採用の最少年齢は 18 歳。」と主張する<sup>4</sup>。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューしたタツマドーチーの兵士、将校、その他の目撃者たちは皆、「新兵の大部分は徴兵で、その中に子どもが多い」と証言した。1990 年代の初頭から、志願兵の数は、急速に拡大するタツマドーチーの人員需要を補うのには全く

---

<sup>3</sup> 例えば、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会への国連事務総長の報告、S/2002/1299 (2002 年 9 月 26 日)、S/2003/1053 (2003 年 10 月 30 日)、S/2005/72 (2005 年 2 月 9 日)、S/2006/826 (2006 年 10 月 26 日); Rachel Brett and Margaret McCallin, *Children: The Invisible Soldiers* (Save the Children Sweden, 1998); 国連児童基金(UNICEF), "Adult Wars, Child Soldiers: Voices of Children Involved in Armed Conflict in the East Asia and Pacific Region," 2002 年 10 月; ヒューマン・ライツ・ウォッチ, *My Gun Was as Tall as Me: Child Soldiers in Burma* (New York: Human Rights Watch, 2002), <http://hrw.org>

<sup>4</sup> Letter to Human Rights Watch from the Permanent Mission of the Union of Myanmar to the United Nations, ニューヨーク, 2002 年 5 月 8 日

不十分だった。同時に、タツマドローは、高い脱走率に悩まされてきた。高い欠員率を埋めて、新しい連隊に人員を配置するため、全土に、採用専門部隊が設置された。また、通常の正規軍の大隊も、採用ノルマを満たすよう命じられた。2006 年の中頃、ある上位の将官が、一月に 7000 人の採用を命じたが、これは、前年に実際に採用できた兵士の 4 倍に当たる。採用のノルマを果たせない大隊の指揮官は、指揮官としての地位を失うことを含む一連の懲戒処分に処される。

採用のノルマを果たせという容赦ないプレッシャーのため、少年たちは、常に、強制的、強要的な採用の危険に曝されている。大隊やリクルート・センターは、新兵を引き入れるため、自軍の兵士たちに対し、現金やその他の誘引するための物を提供するが<sup>5</sup>、民間のブローカーや警察から新兵を「買う」ことも厭わない。2005 年、新兵の相場は、25,000 チャットから 50,000 チャットに及んだ。これは、一兵卒の月給の 1.5 倍から 3 倍を超える額に相当する。リクルーターたちは、鉄道駅、バス停、市場、その他の公共の場所を見張り、「ターゲット」を探す。最も狙い易いのは、身寄りのない年若い、思春期の少年だ。少年たちを、金、衣服、地位、仕事、無償教育等の約束で勧誘するのだ。あるいは、徘徊や身分証明書の不所持で逮捕されると脅し、それを逃れるための選択肢として兵役を提供することもある。さもなければ、脅迫され、強要される。それでも屈しなければ暴行を受け、「志願兵」にさせられるのだ。ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした何人かの少年たちは、どのようにして自分たちや他の少年たちが、房に拘禁され、手錠をかけられ、暴行を受け、リクルーターや大隊から別のリクルーターや大隊に売買され、そして最終的にリクルート・センターに連れて行かれたかを語ってくれた。本レポートは、2007 年 10 月に公表される予定であるが、この間にも、ヒューマン・ライツ・ウォッチに対し、子ども兵士を採用し訓練所に輸送している軍部隊についての目撃者の報告がもたらされ続けている。

2007 年 9 月に、政府が、軍隊を使って僧侶や他の丸腰のデモ参加者たちを攻撃したことで、子どもたちが軍により採用される危険性が一層高まった可能性がある。弾圧前でさえも、若者たちは、薄給、困難な環境、そして志願兵に対する粗末な待遇が原因で、軍隊への参加に消極的だった。デモ参加者たちへの攻撃、殺害、監禁に軍隊を使ったことで、若者たちが自発的に入隊する気をさらに失い、リクルーターたちが、さらに多くの子どもの新兵を探し出すことに駆り立てられる可能性があるのだ。

入隊時、全ての新兵は、18 歳以上であることの証明書類を用意するよう義務付けられてはいる。しかし実際には、ヒューマン・ライツ・ウォッチが集めた証言によると、そのような証拠を求められることは滅多にない。逆に、採用担当軍人は、通常、未成年の新兵も 18 歳と登録している模様である。仮に、採用担当の軍人が、特に年若い少年について、軍人登録したくないと考えた場合でも、賄賂を渡せば、通常は登録してくれる。そこで、新兵の獲得者は、報奨金の支払いを受けられるからだ。11 歳の時に採用されたある少年がヒューマン・ライツ・ウォッチに対して語ったところによると、彼は採用の身体検査に通らなかった。身長は 1.3 メートル、体重は 31 キログラ

---

<sup>5</sup> 食料品、休暇、除隊、昇進等の様々なものを含む。

ムしかなかったからだ。ところが、彼のリクルーターは、とにかく採用に支障が起きないように、軍医に賄賂を渡した。ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした兵士たちのうち何人かが「新採用の圧力が高まるにつれて、新兵の身体的、医療的、教育的、そして年齢的な基準について、最小限度のガイドラインの遵守でさえ、ずいぶん無視されるようになってきた。」と語った。

子どもの新兵は、18 週間の基本的な軍事訓練を受けさせられるまでの間、事実上、囚人と同様に身体拘束される。軍事訓練では、厳しい肉体的訓練を強いられ、うまくいかないと処罰される。子どもを含め、多くの者が脱走を試みるが、子どもであっても処罰される。しかも、多くの場合、非常に厳しい処罰が下る。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、脱走兵は、200 人あるいはそれ以上の訓練兵から棒で打たれる、という報告を一貫して受けてきた。このような懲罰で被った怪我が原因で、何週間も体に障害が残る人もいる。

訓練後、子ども兵士たちは、大隊に配置される。大隊で、子ども兵士たちは、将校たちから肉体的に虐待される。時には、村を焼いたり、一般市民を強制労働させるなどの人権侵害に手を染めさせられる。中には、小さな子どもたちを戦闘に参加させない部隊もある。しかし、採用後、数日から 1 か月以内に、子どもを兵士戦闘地域に送ることもある部隊もある。このレポート作成の際にインタビューした人々のほとんどは、戦闘と残酷な死を実際に目撃した。休みは滅多に許可されない。また、除隊してもらうためには、通常、何人かの新兵を導入することが条件とされている。

脱走兵は、故郷に帰った時に捕らえられ、多くの場合、投獄されるか、再び採用されてしまう。インタビューした人たちの中には、脱走したが、結局、再び捕らえられ、まだ子どもなのに、再び軍隊に加わることを強制された者も何名かいた。例えば、タンミンウーは、14 歳の時に初めて新兵となり、その後軍隊から脱走したが、15 歳の時、再び捕らえられ、脱走罪で 6 か月間の投獄刑を言い渡された。彼は、牢から脱出したが、再度捕らえられ、再び軍隊に戻された。最終的に、彼は、再び脱走し、タイに逃れた。彼は、現在は 19 歳だが、もはや、家族のもとに戻ることを諦めている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした元兵士全員が、訓練仲間たちの中に、子どもたちが存在したと言った。インタビューした 20 人中 1 人を除く全員が、自分の仲間の訓練兵のうち、少なくとも 30 パーセントは、18 歳未満だったろうと語った。子ども兵士の割合は、大隊ごとに大きく異なる。歩兵大隊の中には、全ての人員のうち子ども兵士は 5 パーセント未満のところもある。ところが一方、元子ども兵士たちの報告によると、新しい大隊の中には、全人員の 50 パーセントから 60 パーセントが、18 歳未満というところもある。このようなばらつきの存在及び全タムドー内の人員配置のレベルを推計することが困難であることから、このレポートでは、ビルマ軍内の子どもたちの数の推定することはしない。

## 子ども兵士の採用問題の解決に対するビルマ政府の失敗

SPDC は、一貫して、タムドーには子ども兵士はまったくいない、と容疑を前面否定してきた。

そして、SPDC は、制度化され広範に広がった軍による子どもの採用に終止符を打つための実質的な行動をとることに失敗してきた。軍による未成年の子どもの採用を防止するための委員会は、行動計画を作った。しかし、実際には、この委員会は、行動計画に規定された行程をほとんど実行に移さなかった。

委員会の行動計画は、子ども兵士の採用に関する国民の意識啓発を定める。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査によると、軍隊内でも、一般社会でも、政府主導の啓発活動が行われたという証拠は、ほとんどないことがわかった。ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした現役兵士や元兵士たち(大隊の指揮官や、軍事作戦を指揮する司令部の事務官を含む)のうち、誰 1 人として、子ども兵士の採用に関する軍事指示を知らなかった。行動計画に規定されているような、様々なメディアを通じての一般教育への取り組みの証拠は、何一つなかった。反対に、委員会が果たした国民意識を高めるための主な役割(事実上、同委員会全体としての主な取り組みとなっている)は、タムドーによる子ども兵士の採用を徹底的に否定することと見受けられる。国営メディアは、「そんな報告は『中傷的告発』だ。」と断言してきた。そして、つい最近の 2007 年 9 月にも、政府は、『子ども兵士に関する告発が、完全な偽りであることを明らかにするため』国連機関と協働している、と発表した<sup>6</sup>。

SPDC が発表した数字によると、2004 年以來、軍から解放された子ども兵士はたったの 122 人だ。これを年率にすると、委員会の創設に先立つ数年間に解放されたとされている子ども兵士たちの数に比べ、著しく低い。赤十字国際委員会(ICRC)や国際労働機関(ILO)のような国際機関に抗議を申し立てた何人かの親たちは、こうした機関が政府に申立をした後、自分たちの息子を軍隊から解放させることに成功した。しかし、別のケースでは、政府は、抗議の証拠資料の受領を拒否し、あるいは、正式な申立を思いとどまらせるため、親たちに対し、現金や物品を提供して懐柔した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、軍当局者たちが、親や保護者に対し、子どもたちを解放と引換に賄賂の支払を要求したという、多数の報告を受けている。同時に、軍隊は、脱走した子ども兵士たちを、逮捕・起訴し続け、成人用の刑務所の施設に投獄し続けている。

SPDC は、2002 年以來、子ども兵士のリクルーターに対し、懲戒処分を行った件が少なくとも 30 件あると主張している。しかし、SPDC は、いかなる処分を科したかの情報を公開していないし、また、SPDC 自身の報告書によっても、2005 年と 2006 年、子ども兵士のリクルーターは 1 人も懲戒されていない。つまり、子ども兵士のリクルーターに対しては、処罰しないのが通常規範となってしまうのだ。本レポート作成のために集めた証言から、タムドー当局が、子ども兵士の採用を容認していることが示されているのみならず、多くの当局者らが、年齢の記録の変造し、又は、明らかな未成年者の兵士採用に対し金や物品を支払うなどして、共謀・加担していることも明らかになっている。

---

<sup>6</sup> "Myanmar still acing unjust accusations of child soldiers as only slanders and falsehood reach UN," The New Light of Myanmar, 2005 年 2 月 24 日; "Myanmar working in cooperation with UN agencies to reveal that accusation concerning child soldiers is totally untrue," The New Light of Myanmar, 2007 年 9 月 18 日

SPDC は、過去 5 年間、軍隊内で続く子ども兵士の採用と使用を止めるためにしっかりした影響があるような積極的な処置をとってこなかった。反対に、到底達成できない採用のノルマを課したり、子ども兵士の採用を禁じる国内法と国際法を組織的に無視したりしているものであり、これは、子ども兵士の使用と使用が、今後も継続されるであろうことを示唆する。今後、ビルマ政府が何か将来の行動について約束しても、実証できる結果を伴う効果的な行動及び無制限のモニターを通じた独立した検証が許される場合でなければ、まともに受け止められるべきではない。

## 非政府武装組織

本レポートは、ビルマにある全ての非政府武装組織の子ども兵士の使用の実態について報告しようとしてはいない。むしろ、12 の組織(ほとんどの大規模組織を含む)の実態を、例として報告する。ほとんどのビルマの非政府武装組織には、少なくとも何人かの子ども兵士たちがいる。しかし、こうした子どもたちをどのように採用し、どのように取り扱っているか、そして、子ども兵士の使用を停止に向けた意欲や取組みも、組織により大いに異なる。これらの組織の兵力は、タムドーに比べてかなり少なく、所属する子ども兵士の数もタムドーに比べて遙かに少ない。

子どもの新兵の多くが、このような非政府武装組織で兵士となることを自ら志願している。それには、家族に扶養能力がないからという場合もあるが、彼らが、武装闘争への参加を望んだり、ビルマ軍の人権侵害から家族や村を守ることを望むから、という場合もある。武装組織の中には、新兵のノルマ(村や世帯に対し、新兵供給を要求する)を課すところもある。このような場合、家族が、18 歳未満の子どもを差し出すことがよくある。それは、年上の子ども(家族にとっては、より生産力の高い家族だ)を手元に残すためだったり、又は、18 歳以上の子どもがいないためということもある。

多くの非政府的なグループが、最近になってようやく、子ども兵士の採用を問題であると悟り始めた。ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査の結果、カレンニー軍(KA)やカレン民族解放軍(KNLA)など、いくつかの武装組織が、子ども兵士の採用問題を解決するための措置を講じてきている一方、ワ州連合軍(UWSA)、民主カレン仏教徒軍(DKBA)、カレンニー民族人民解放戦線(KNPLF)などの組織は、この慣行を続けていることが判明した。多くの組織は、この問題について国際社会に関与することに対して慎重だ。例えば、シャン州軍—南部方面軍(SSAS)は、独力で何らかの処置を講じたと見られるが、外部からのモニターを許していない。カチン独立軍(KIA) は、非軍事的ポジションに就かせるために子どもを入隊させることを、弱い立場にいる子どもたちのフォスターケアの一形態と捉えるが、外部者の関与なしにこの問題を扱うことを好む。カレン民族解放軍は、国際基準に沿った行動をとるため、近時、子ども兵士の採用の終了、軍内部の子ども解散、誓約の遵守に対する独立した外部者のモニターを許容するとするコミットメント誓約に署名するなどの行動を取った。ヒューマン・ライツ・ウォッチの従前の調査では、当時、カレンニー軍に子どもが存在したが、今回の調査では、同組織による子ども兵士の採用や使用の証拠は見出されなかった。

本レポートのために集めた証拠に基づき、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、カレンニー軍(KA)を、子ども兵士の採用と使用を禁ずる国際基準に違反する武装組織の国連事務総長リストから除外することを勧告する。しかし、民主カレン仏教徒軍及びカレンニー民族人民解放戦線(KNPLF)は、リストへの追加検討対象組織のひとつとされるべきである。

## 国内的及び国際的対応

国連児童基金(UNICEF)、国際労働機関、赤十字国際委員会、国連難民高等弁務官(UHCHR)、いくつかの非政府組織(NGOs)は、ここ数年間、様々な方法で、子ども兵士問題解決を試みてきた。このような取組みには、例えば、具体的に、採用された子どもたちを解放させることを目的とするケースワークや、より広範な予防的イニシアチブ(子どもたちを学校に残すこと、出生登録手続の改善、国民意識の啓発、政府、軍、非政府武装組織に対し子どもの人権問題について関与すること)などがある。

いくつかのケースでは、国際団体と地元団体が、子ども兵士たちを解放させるために介入し、成功したものもあるが、その他の取り組みは妨害されている。問題に対するより広範なイニシアチブについては、間接的な方法での問題解決であるため、成功は限定的だ。出生の登録、子どもたちを学校に残すことなどは、貧困、経済政策の失敗、政治的腐敗により、土台を壊されてしまっている。

近隣諸国では、地方の NGO や、国際的な NGO が、よりよい保護をしようと試みたり、逃亡したタムドーの子ども兵士たち(非常に脆弱な立場にある)を社会復帰させようと試みてきた。このようなイニシアチブで助かった子どもたちもいるものの、難民や難民を助ける団地アに対して政府が課している制限により、活動は厳しく妨げられている。タムドーの脱走兵は、ビルマに戻ろうとしない。難民キャンプの中では脆弱な立場にいるが、もし難民キャンプの外で生活するならば、ルフールマンの危険がある。多くの場合、元子ども兵士たちにとって、最も実行的な解決策は、第三国への定住である。しかし、最大のビルマ難民受入れ国であるタイ政府は、現在、ほとんどの元子ども兵士に対し、この選択肢も遮断している。

他には、難民と追放されてしまった村人たちに子どもの人権を教えること、今まで全く教育を受けてこなかった思春期の子どもたちのための短期学校を創設すること、子どもの人権について非政府武装組織の将校を教育するなどのイニシアチブがある。このようなイニシアチブには、子ども兵士の採用を減らすことに成功してきた地域もあるが、しかし、資金が十分でないことが多い。恐らく、この問題について非政府組織に対しもっと関与するという政治的意思が生まれ、しかもより多くの資金が投入されれば、積極的な成果がもたらされるであろう。

## II. 勧告

### 国家平和発展評議会 (SPDC) に対する勧告

- 直ちに、18 歳未満の子どもたちの採用を全て止め、18 歳未満の子どもたちを軍隊から除隊せよ。
- 子ども兵士として募集された者で、現在 18 歳以上の兵士に対し、名誉除隊措置を提示せよ。
- 全ての新兵が少なくとも 18 歳に達しているように確保せよ。このため、募集においては、(既に採用パンフレットに記載されているように) 全ての新兵が 18 歳以上であることを示す文書を提出せねばならないようにし、また、それらの文書が受領され、真正であると確認できる監視システムを確立せよ。
- 包括的な出生登録制度を実施し、全ての子どもたちが年齢の証明ができるようにせよ。
- 18 歳未満の子どもたちを軍隊に勧誘した者に対する、効果的かつ適切な制裁を設け、実施せよ。また、それらの制裁についての情報を軍隊内及び一般に公表せよ。子どもたちを軍隊にリクルートした者に対しては、有罪および懲役刑にも服さしめうる制裁が適用されねばならない。軍隊の徴兵担当者、警察、(たとえば、緊急機動部隊のような) 団体の構成員、一般市民なども対象となる。
- 子どもたちを勧誘した軍人に対する、金銭的支払い、昇進、あるいは除隊などの、全ての報奨を廃止せよ。
- 新兵募集制度が正しい制度であることを確実にするために、関連機関に対し国際的な協力を求めよ。その一端として、独立した外部組織による、採用と訓練センターの監視を許可せよ。
- 新兵、その家族、また関係者たちのために、ある子どもが採用されたか否か調査をする制度を確立せよ。そして、すでに採用されていた場合には、子どもと申立人が、報復のおそれ無く、その子どもの解放の申立てをなしうる制度を確立せよ。これは、国際機関と連携して設立され、あるいは、独立した事務所として設立され、外部機関にモニターされるべきである。また、この制度は全国的に広く広報されねばならない。
- 子どもたち、および、子どもの時に採用された兵士たちが、軍隊から逃げ出した際に、脱走兵として扱われ、あるいは、処罰されないよう確保せよ。全ての子どもたちや子どもの時に採用された者たちで、脱走兵として拘禁され、あるいは、懲役に付されている者たちを直ちに解放せよ。
- 国による刑罰や報復のおそれなく家族と再統合できるよう、元子ども兵士を支える制度を創設せよ。この子どもたちにはイエニユンにいた子どもたちも含む。
- 元子ども兵士が家族に再会・統合できるように、また、適切な教育の機会及び職業訓練の機会をも含め、彼らが更生・社会復帰できるよう、国際 NGO、UNIFEC、UNHCR と協力せよ。

- 武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書に署名・批准し、既存の国内法に沿って、自発的な採用の最低年齢を 18 歳とする法的拘束力ある宣言を行え。
- 子どもを武力紛争で用いるためになす強制的な又は義務的徴兵は最悪の形態の児童労働のひとつと定める「最悪の形態の児童労働条約(国際労働機関条約(ILO)第 182 号)」を批准せよ。
- 15 歳未満の子どもたちを採用又は使用することを戦争犯罪と定義する、国際刑事裁判所のローマ規程を批准せよ。
- 軍による未成年の子どもたちの採用を防止するための委員会の行動計画に従って、子どもたちと両親に対し、軍隊や団体に採用されない権利を含む子どもの権利を知らせるため、メディアその他を通じて、教育キャンペーンを行え。
- 軍による未成年の子どもたちの採用を防止するための委員会の業務に関し、国際機関との情報共有を促進し、同委員会のアクションプランが、国際基準、国連安全保障理事会決議 1539 及び 1612 並びに軍隊および武装集団に関わる子どもたちに関するパリ原則及びガイドライン(the Paris Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces or Armed Groups)を反映したものとなるよう改正するため、UNICEF と協働せよ。
- 赤十字国際委員会、UNICEF 及び NGO と協力し、将校やリクルーターも含む全ての軍人に対し、国際人道法および子どもの権利についてのトレーニングを行え。
- 国際機関の人道支援に対する制限を撤廃し、全ての子ども兵士の採用と使用を止めるようそれらの機関と協力体制をとれ。
- ビルマの市民団体が、報復の恐れなく、子ども兵士の採用のケースについて報告を行い、行動を起こすことができるようにせよ。
- 全ての子どもが、無償の義務初等教育を受けられるよう確保し、また、無償の中等教育の漸進的導入に向けて取り組むこと。本や制服も含む学費ほか教育に係するその他の費用を無償とし、あるいは、教育費用が支払えない家庭の子どもたちに対する費用援助制度を開発せよ。
- 軍による、又は軍関連の子どもたちへの教育プログラムが、国際的に認められた教育基準に沿ったものになるよう確保せよ。それらのプログラムへの参加が、子どもの両親あるいは保護者によるインフォームドコンセント(十分な説明を受けての承諾)の上での、自発的な参加であるよう確保し、また、生徒たちが軍隊の一員ではないこと、子どもたちがいかなる軍事行動にも利用されないことを保証せよ。
- 軍の教育プログラムに参加している全ての子どもが、訪問も含め、家族との定期的な接触をもてるよう確保せよ。
- 孤児や育児放棄された子どもが、軍の関与のない学校にも通えるよう確保し、適切な保護が受けられるようにせよ。
- 孤児、避難民である子ども、その他の子どもたちへの教育機会が、就学中あるいは卒業後の軍参加を条件とするものではないよう確保せよ。
- 政府が非政府軍事組織(たとえば停戦合意した組織など)と関係を持つ場合には、

子ども兵士の採用・使用に関する国際基準に従うようにそれらの組織に働きかけ、必要な場合には、外部からの技術的なサポートをそれら組織に提供せよ。

### 全ての子どもたちが軍隊から除隊されるまでの短期暫定対策：

- 軍隊にいる子どもたちが日常的に軍を離れられるようにし、また、家族と定期的に連絡を取ることを許可せよ。
- 子ども兵士に対する全ての身体的・精神的虐待を直ちに止めよ。

### 全ての非政府武装集団に対する勧告

- 18歳未満の子ども兵士の募集を全て、直ちに止め、18歳未満の子どもを軍隊から除隊させよ。
- 子ども兵士として募集された者で、現在18歳以上の兵士に対し、名誉除隊措置を提示せよ。
- 全ての子どもの募集を止め、軍から子ども兵士を解放し、また、外部監視を許すことを、正式に表明せよ。その正式意思表示には、例えば、カレンニー軍(KA)やカレン民族解放軍(KNLA)により既に署名され、本レポートに内容を示している誓約に署名をすることなどがある。
- 18歳未満の子どもたちの募集を禁止する政策が未だに存在しない場合、この点について明確に政策をたて、実施せよ。それらの政策を、武装組織のメンバー及びその武装組織の影響下にある人びとに広く知らしめるよう確保せよ。
- 武装組織に募集される個人の年齢を確かめるための信頼のおけるシステムを導入し、全ての新兵が少なくとも18歳であることを確保せよ。
- 18歳未満の子どもたちを募集した者に対する、組織的の制裁を設け、実施せよ。
- SPDCの軍隊を逃亡し、あるいは、ビルマ国軍に捕まった18歳未満の子どもたちが、反政府軍に兵士として募集されることのないよう確保せよ。
- 募集実務を、独自に、正しいものとして確立するために、国際的な協力を関連機関に求めよ。
- 武装組織の影響下にある子どもたちと親に対し、子どもの権利について知らせるための教育キャンペーンを行え。この子どもの権利には、軍隊や軍事組織に募集されない権利を含む。
- 赤十字国際委員会、UNICEF及びNGOと協力し、将校やリクルーターを含む全ての軍人に対し、国際人道法および子どもの権利についてのトレーニングを行え。
- 可能な地域すべてにおいて、教育プログラムや職業訓練を行い、子どもたちやその家族がそれらの機会を利用できるよう推進せよ。
- 孤児、避難民である子ども、その他の子どもたちへの教育機会が、就学中あるいは卒業後の軍参加が条件とならないよう確保せよ。

## タイ、ラオス、バングラデッシュ、インド及び中国政府に対する勧告

- ビルマ国軍を脱走してきた子どもたち、あるいは、子ども兵士であったと考えられる個人が身柄確保された場合、UNHCR 及び関係 NGO に知らせよ。これは、子どもたちと接触し、その地位を決定するために必要である。
- それらの子どもたちや個人が特別な保護を受けること及びフルマンされないことを確保にせよ。そのため、いかなる元子ども兵士の送還合意をも廃止し、無効化せよ。

## タイ政府に対する勧告

- タイの領土で発見されたビルマ国軍からの逃亡者をビルマ当局に引き渡すとしている共同国境協力委員会(the Joint Border Cooperation Committee)の合意を、廃止せよ。
- UNHCR、UNICEF、赤十字国際委員及び NGO が、既存の難民キャンプの内外において、元子ども兵士に対する保護・援助の制度を作ることを許可せよ。
- 在タイの難民キャンプやその他の場所から子どもたちが武装組織に徴兵されることを防ぐため、子どもの権利に関するワークショップの開催、および、その他のイニシアチブを取ることを、UNHCR、UNICEF、赤十字国際委員会及び NGO に対し許可せよ。

## 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に対する勧告

- 難民認定の際、ビルマに送還された場合に超法規的処刑がなされる可能性も含め、18 歳未満で採用された子どもたちの特別な状況を考慮に入れよ(当該難民申請者が現時点では 18 歳以上となっている場合も)。
- 「保護者のいない子どもの庇護申請者の扱いに関する政策と手続きに関する UNHCR ガイドライン」および「子どもである難民の保護と援助に関する UNHCR ガイドライン (UNHCR Guidelines on Protection and Care of Refugee Children)」を完全に適用せよ。特に、保護者の同伴のない未成年の難民認定のための手続きや基準に関する条項についての適用が求められる。
- 保護者の同伴のない子どもたちや、特に元子ども兵士の難民申請についての指針を提供するため、UNHCR の他の政策やガイドラインと一致するように、また、18 歳未満の子どもの募集は人権問題であると国際的に認識されているという事実を十分に考慮するように、「難民認定基準ハンドブック～難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引き」を改正せよ。
- タイやその他ビルマ周辺国の政府当局による強制送還の可能性のある拘禁下にある逃亡兵(少年逃亡兵を含む)のケースについて調査せよ。
- 子ども兵士の募集を防ぐため及び難民キャンプやビルマ周辺国のその他の地域にいる元子ども兵士の社会復帰のためのイニシアチブに対する技術的支援、および、物質的援助をせよ。

- 軍隊から逃れ、周辺国にたどり着いた子どもたちの保護と援助を行う市民社会組織及び非政府武装集団に対し、技術的、および、物質的な支援を与えよ。

### UNICEFに対する勧告

- 全ての子ども兵士の募集の即時停止と、既に軍隊にいる子ども兵士の除隊を、SPDC に対して求め続けよ。
- 子どもたちを軍隊から除隊する仕組みを作り、そして、適切な教育と職業訓練の機会を含む、子ども兵士であった者が更正し社会的復帰するための助けとなるプログラムを策定するため、SPDC と協働せよ。
- 元子ども兵士たちが家族と再会・統合できるよう援助せよ。
- 未だタムドーと武力紛争状態にある組織も含め、非政府軍との接触を再構築し、子ども兵士の問題に取り組むためにそれらの集団との協議及び取組みを再開せよ。
- タムドーに対すると同様に、非政府軍事組織に対しても、子どもの募集の停止及び元子ども兵士の社会復帰のためのイニシアチブに対する技術的支援および物質的援助をせよ。これには、難民キャンプにおける短期学校や、難民キャンプ、国の支配地域、非政府集団の支配地域における関連プロジェクトなどに対する支援も含む。
- 武装勢力から逃れた子どもたちの保護と援助を行う非政府武装集団や市民社会に対し、技術的、および、物質的な支援を与えよ。人道的中立に対する違反とならないよう、支援は、政府関連団体や政府と和解した組織に偏るものであってはならない。従って、SPDC に提供される武装解除、除隊及び社会復帰(DDR)のプログラムは、同様の基準を遵守することが期待される非政府組織にも適切な程度で提供されねばならない。
- 上記と同様、SPDC の勢力地域において SPDC に提供されている援助と同様、非政府組織の勢力地域においても、出生登録制度の改良のための技術援助を提供せよ。

### 子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表に対する勧告

- 引き続き、SPDC や非政府組織と直接の接触を持ち続け、それらの組織がコミットメントを効果的に実施しているか監視せよ。
- 国連組織の外にある団体も含め、状況監視の支援ができ、また、そのアドバイスができるビルマ内外の市民社会関係者と関係を築け。
- 国際基準の遵守の実行について、公式・非公式問わず、子ども兵士を使用している団体として事務総長リストに掲載されている非政府組織との接触を直ちに構築せよ。
- カレンニー軍を、子ども兵士を使用する武装組織のリストから削除せよ。このリストは、子どもと武力紛争についての安保理に対する事務総長の次回の報告書に含まれるものである。そして、民主カレン仏教徒軍(DKBA)やカレンニー民族人民解放戦線(KNPLF)など、子ども兵士を使用する重大な人権侵害を行っているとの強力な証拠がある集団のリストへの追加を検討せよ。

## 国連加盟国に対する勧告

- 子どもと武力紛争に関する安保理決議 1379(2001年11月20日)パラグラフ9に従い、武力紛争の当事者による子どもの保護のための国際基準を尊重させるべく、すべての法的、政治的、外交的、財政的、物質的方法を用いよ。特に、加盟国はSPDCおよびその他の武装組織の子ども兵士の募集・使用を明確に非難し、SPDCと組織すべてが、子ども兵士の募集を止め、部隊にいる全ての子どもたちの釈放をするまで、それらの武装勢力あるいは集団に対し、財政的、政治的、また軍事的援助を差し控えよ。
- ビルマ周辺国政府に対し、逃げてきた子ども兵士および募集される可能性のある子どもを保護し、ルフールマンしないようにし、また、これらの子どもたちを援助し保護する市民社会のイニシアチブを認めるよう、外交的その他の適切な方法で圧力をかけよ。

## 国連安全保障理事会に対する勧告

- 子どもおよび武力紛争についての安保理決議 1539(パラグラフ5)および決議1612(パラグラフ9)に従い、子ども兵士の使用と募集を止めなかったSPDCに対し、これを解決するため、ターゲットを絞った措置を採択せよ。リーダーたちの渡航禁止、小型武器の供給の禁止、軍事援助の禁止及び財政資源の流入制限の実施など、事務総長が推薦した措置を検討せよ。

## 国際労働機関(ILO)に対する勧告

- 強制労働通報のためのILOのメカニズムを通じ、ラングーン事務所で、子ども兵士の募集に関する通報を受け、追及し続けよ。ILOからの証拠提示にも拘らず政府が行動を起こすことを拒否する事例については、政府に行動を起こさせるよう更に圧力をかけ、ILOのさらにハイレベルなポジションでこれを取り上げよ。

## ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者に対する勧告

- ビルマ軍、および、その他の武装組織による子ども兵士の募集及び使用についての調査、報告を続け、国連総会あるいは人権理事会に対し情報提供をするとき、この問題に関連する調査事実についても報告すること。